

国際共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する  
審議にあたっての主な観点（抜粋）

**5. 審議にあたっての主な観点**

審議にあたっては、以下に示す認定の基準（(1)～(11)）及び各認定の基準に係る審議の観点を総合的に勘案するものとする。

(1) 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること

**【審議の観点】**

- ①申請施設が、大学の学則、大学組織規則、研究所組織規程等に明確に位置付けられているか。
- ②ネットワーク型拠点及び連携ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設が①を満たしているか。

(2) 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められること

**【審議の観点】**

- ①研究実績やその水準について、研究分野の特性に応じ、論文数、国際共著論文の数・割合、TOP10%補正論文の数・割合、国際共同研究の内容と実施件数、競争的資金（海外のものを含む）の採択状況、国際研究プロジェクトの実施状況等から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。

特に、人文・社会科学分野については、以下の3点を考慮するものとする。

- ・英語又は英語以外の外国語で書かれ、海外で刊行された単著・国際共著書、英語又は英語以外の外国語で書かれた国際会議の報告書、研究対象国の言語で書かれ、研究対象国の有力ジャーナルや研究書に掲載された論文の刊行実績

- ・研究成果やデータベース等の学術資源が国際機関・外国政府  
・中央銀行等の政策や調査報告書、海外の研究機関の調査報告書等に利用・引用された実績
- ・有力な国際会議や海外での会議・研究会への招待講演・招待発表・招待報告の実績

- ②研究環境について、施設、設備、資料、データベース等の整備  
・利用状況や技術的・事務的な支援体制から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。
- ③研究者の在籍状況について、例えば、国際学会の長、国際研究プロジェクトの長、国際的な賞の受賞等の経験や科学研究費補助金の採択状況等により卓越性が認められる研究者の在籍の状況から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。女性研究者や外国人研究者など人材の多様性確保のための支援・取組が行われているか。
- ④その他、海外との研究者の派遣・受入れの状況、国際協定の締結状況、海外への協力・貢献の状況、国際シンポジウム等の開催状況等から、当該研究分野における国際的に中核的な研究施設であると認められるか。研究活動における不正行為及び研究費の不正使用への対応に関する体制整備がなされているか。

**(3) 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものであると認められること**

**【審議の観点】**

- ①共同利用及び共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を保有しているか。
- ②共同利用及び共同研究のために保有している施設、設備、資料、データベース等の仕様、稼働状況、利用状況等に鑑み、当該研究分野における国際的な水準に照らして、質の高いものと認められるか。
- ③施設、設備、資料、データベース等が共同利用及び共同研究にどの程度利用されているか。うち海外の研究機関に在籍する研

究者（以下「海外研究者」という。）にどの程度利用されているか。

（４）共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、この委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること

イ 当該申請施設を置く大学の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

**【審議の観点】**

① 研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか。

（５）当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備していること

**【審議の観点】**

① 申請施設の実情を踏まえ、例えば、海外研究者をアドバイザーや外部評価委員、運営委員会等の委員に任命するなど、当該研究分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制が整備されているか。

（６）共同利用・共同研究の課題等を、広く国内外の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること

**【審議の観点】**

① 研究者コミュニティの意向や当該研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。

② 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が明確になっているか。

- ③国際公募を行っているか。課題等の採択に当たり、国内の関連研究者と海外研究者との間の適切なバランスに配慮しているか。

(7) 共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること

**【審議の観点】**

- ①共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が十分配置されているか。
- ②外国人研究者のため、英語による職務遂行が可能な職員（教員、技術職員、事務職員等）が十分配置されているか。
- ③関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
- ④拠点の活動内容に応じて、関連研究者が宿泊できる宿舎が確保されているか。
- ⑤支援を行うために必要な体制を整備するに当たり、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が長期にわたり得られる見込みがあるか。

(8) 国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること

**【審議の観点】**

- ①国内外の関連研究者に対して、各種媒体を用いて、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設の研究成果、支援の内容等の情報の提供を広く行っているか。
- ②国内の関連研究者向けに、海外の研究動向や国際共同研究の成果等を紹介するためのシンポジウム等を開催しているか。

**(9) 共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれること**

**【審議の観点】**

- ① 共同利用・共同研究の実績（共同研究者数うち海外研究者数）はどの程度か。
- ② 対象となる研究者コミュニティが明確であり、当該拠点がコミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。
- ③ 研究者コミュニティの規模や申請施設の規模等を考慮して、国内外から多数の関連研究者の参加が見込まれるか。

**(10) 国内外の多数の関連研究者から申請施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること**

**【審議の観点】**

- ① 国内外の研究者コミュニティから、国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう強い要請があるか。

**(11) 将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいること**

**【審議の観点】**

- ① 若手研究者の自立支援や登用を進め、研究に取り組みやすい環境を整備しているか。
- ② 国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。
- ③ 国内外の大学院生を申請施設で受入れ、共同利用・共同研究に参加させるなど大学院生の教育に積極的に関与しているか。
- ④ 若手研究者の育成の取組に対し、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が長期にわたり得られる見込みがあるか。

**【ネットワーク型拠点及び連携ネットワーク型拠点の認定審議に係る留意点】**

ネットワーク型拠点及び連携ネットワーク型拠点の認定審議に当

たつては、ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点全体として認定の基準に適合しているかについて確認するとともに、中核機関が設定されているかについて確認するものとする。